

## 「受益者負担の考え方（修正案）」の策定及び今後の取り組みについて

受益者負担の適正化にあたっては、「受益者負担の考え方（素案）」（別紙）を作成し（23年9月）、市民意見募集等を行いました。これらの意見等を踏まえ、**修正案を策定しましたので報告します。**

### 1 市民意見募集の主な意見

(1) 市民意見数：215人/414件 (2) 実施期間：9月22日～11月14日

- ・**基本的な考え方**：適切な利用者負担が必要など、素案に賛同する意見が多数であった一方で、**極端な値上げへの懸念**や「**身近な施設の負担は小さく**」等の意見もありました。また、**負担の適正化を図る前に、類似機能を持つ施設の整理や、民間との役割分担を踏まえて施設のあり方を検討すべき**との意見がありました。
- ・**個別の施設**：コミュニティハウスの有料化を求める意見、動物園については、利用者によくの負担を求める意見が比較的多く、また、**道志青少年野外活動センター**については、有料化しても存続を望む意見がありました。
- ・**減免**：ボランティア活動や地域活動のための利用の無料化を求める意見や、本市行事を含め、**減免対象を広げすぎない**ようななどの意見がありました。

### 2 ヨコハマeアンケートの主な回答結果

(1) 回答者数：550人 (2) 実施期間：10月14日～10月28日

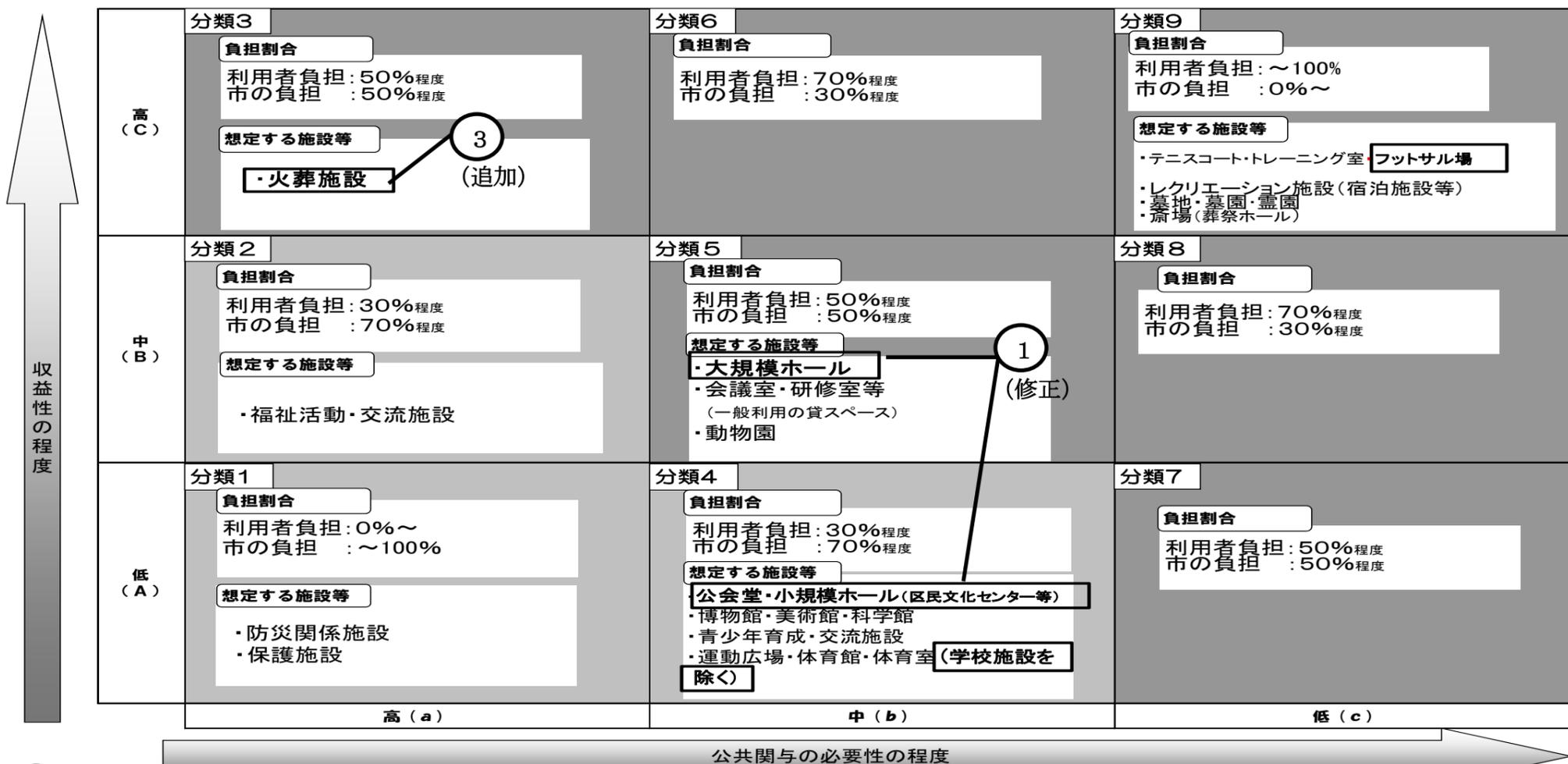
- ・**使用料の基本的なしくみ・考え方**：「施設の性格やサービスの内容に応じて、利用者の負担を決めることが**適切**だと思う」と**73.1%**が回答。
- ・**使用料の負担割合を決定する基準**：**公共関与の必要性を基準とすること**について**80.1%**が**適切**と回答。また、**収益性を基準とすること**についても**61.1%**の人が「**適切**」と回答。
- ・**手数料**：**コスト全額を申請者負担とすること**について、「**受益者が全額負担で良い**」とする意見が**56.7%**で最も多かった一方、「**全額負担ではなく市税でも負担した方が良い**」と**30.9%**が回答。
- ・**減免**：「**70歳以上の高齢者**」の施設利用料**5割減免**については、**不必要とする回答が37.3%**で最も多かったものの、「**適切**」**31.8%**、「**65歳以上にすべき**」**19.3%**、「**無料にすべき**」**6.4%**など、必要と考えると回答。  
生活保護世帯等の「**低所得者**」への**手数料の全額減免**は、「**適切**」**40.7%**、「**不公平**」**36.2%**と、拮抗する回答割合。

基本的な考え方や仕組みについては、賛成意見が多数だったことから、大枠を維持しつつ、市民意見等を参考に修正します。

### 3 修正案

#### (1) 使用料の負担割合の標準的な基準分類（太枠等が修正点）

注1) ご負担いただくコストは、施設の運営や維持に必要なコストが対象です。施設をつくるためにかかったコストは、一部の場合を除き、対象としません。  
 注2) 使用料の具体的な決定にあたっては、設置の経緯**のほか施設規模・立地の違いによる集客性**など施設ごとの事情にも配慮していきます。



#### 主な修正点

- ① **身近な施設の利用者の負担は小さく、めったに利用しない施設の負担は大きく**といった意見がありました。そこで、素案では「公会堂・ホール」を分類5としていたものを、規模が小さく身近な施設である公会堂や、区民文化センター等の小規模なホールを分類4、みなとみらいホールなど、大規模ホールを分類5に区別します。
- ② **負担の適正化を図る前に、類似機能を持つ施設の整理や、民間との役割分担を踏まえて施設のあり方を検討すべき**との意見がありました。これも踏まえ、今後、市としての方針・対応を検討する野外活動施設等や市内プールについては、その検討結果を踏まえて、標準的な基準分類を決定することとします。
- ③ 「**想定する施設**」の記載がない分類にどのような施設が入るのか、わかりにくいという意見がありました。そこで、今回、**火葬施設**を分類3に追加します。なお、今回記載がない施設については、今後、現在の状況を公表し、料金改定を検討する中で、追加して記載します。

2 (追加) 「横浜市公共施設のあり方検討委員会※」の意見を受け、今後、市としての方針・対応を検討する「野外活動施設」等や「市内プール」については、その検討結果を踏まえて標準的な基準分類を決定します。(※22年度横浜市事業評価会議で出された意見等を受けて、上記2施設のあり方を検討するための委員会)

(2) 手数料

「必要な方の求めに応じて行う」という性格から、素案どおり必要なコストの全額を受益者負担とすることを原則とします。ただし、多くの市民の方が利用する手数料を改定する場合には、対象とするコストを十分検討するなど、慎重に進めます。

(3) 減免の標準的な扱い

【変更前(素案)】「減免の標準的な扱い」

【変更後(修正案)】「減免の標準例」

「減免の標準的な扱い」

① 減免の標準例

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 使用料・利用料金 | 減全額  | ア 市が主催する行事<br>イ 市内団体(事前に認められた団体に限る)が、本市事業に協力する目的で利用する場合(例:分別収集推進のための会議を地区センターで実施する場合など)   |
|          | 減5免割 | ア 市が共催する行事<br>イ 市内団体(事前に認められた団体に限る)が、施設の設置目的にあった目的で利用する場合(例:独自に不登校生徒を支援するNPOが青少年施設の会議室を利用する場合など)<br>ウ 市内の高校・専門学校(私立含む)が教育目的で利用する場合(青少年利用を主な目的とする施設を除く)<br>エ 70歳以上の個人が利用する場合<br>オ 障害(身体・知的・精神)のある個人および介助者が利用する場合 |
|          | 減全額  | ア 生活保護世帯(保護費に含まれるものを除く)、市民税非課税世帯<br>イ 被災等の理由により必要な場合<br>ウ 本市事業に協力する場合(例:公園清掃に伴うごみ処分など)  |

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 使用料・利用料金 | 減全額  | ア 市内の小学校・中学校(中等教育学校)、特別支援学校(私立含む)が <u>正規の教育課程</u> で 利用する場合(青少年利用を主な目的とする施設を除く)  |
|          | 減5免割 | ア 市内の高校・専門学校(私立含む)が <u>正規の教育課程</u> で 利用する場合(青少年利用を主な目的とする施設を除く)<br>イ 70歳以上の個人が利用する場合<br>ウ 障害(身体・知的・精神)のある個人および介助者が利用する場合  |
| 手数料      | 減全額  | ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合<br>イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合<br>ウ 生活保護世帯(保護費に含まれるものを除く)、市民税非課税世帯<br>エ 被災等の理由により必要な場合(罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る)<br>オ 本市事業に協力する場合(例:公園清掃に伴うごみ処分など) |

標準例の例外として、個別の事由によって減免する場合があります。

② 個別事由による減免 ——— ④ (新たに設置)

|             |  |
|-------------|--|
| 【使用料】       |  |
| ア           | 市内団体が、公益性が高いと認められるボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合 |
| イ           | 市が主催・共催する行事                                    |
| ウ           | 指定管理者が必要と認める場合                                 |
| 【使用料・手数料共通】 |  |
| ア           | その他、特に必要と認められる場合 ——— ④ (追加)                    |

(修正及び移動) ⑤

(移動) ④

**主な修正点**  
 ④減免対象を広げすぎることへの懸念など、減免に対して賛否両方の意見がありました。そこで、  
 ・統一的な「標準例」だけでなく、「個別事由による減免」を行うことができることを明確にし、施設の特性に応じた主な減免例を示すことにします。  
 ・疑問の意見があった「市が主催・共催する行事」を「個別事由による減免」の扱いとするとともに、「指定管理者が必要と認める場合」、「その他、特に必要と認める場合」を例示します。  
 ⑤ボランティア活動や地域活動のための利用の無料化を求める意見がありました。そこで、  
 「市内団体が、本市事業に協力する目的で利用する場合」に限り全額減免などとした素案を修正し、  
 「市内団体が、公益性が高いと認められるボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合」に、活動内容や施設の設置目的に応じて、減免の要否や減免割合を決定することにします。

4 今後の取り組み

- (1) 「受益者負担の考え方」を確定し、公表します(24年1月予定)。あわせて、主な使用料、手数料について、コストと収入の負担割合の現状(22年度決算)等を公表します(24年3月予定)。
- (2) 引き続き、より魅力あるサービスの提供や徹底的なコスト削減に努めながら、それでもなお、現行の使用料等が「受益者負担の考え方」や基準で算出した額と大きな差がある場合には、24年度以降、料金改定を行っていきます。見直しにあたっては、急激に利用者負担を引き上げることがないように配慮するなど、段階的に進めます。
- (3) 「減免の取扱い」について、個別事由による減免など、施設ごとに取扱いを整理し、公表していきます(24年3月予定)。

## 「受益者負担の考え方」素案についての主な市民意見（要旨）

### (1)「受益者負担の考え方」全般について

#### （賛同的な意見）

- ・素案に賛成。公共性の高い施設、福祉支援につながるものは利用者負担を少なく、そうでないものは民間施設利用料に近づけてよいと思う。
- ・特定の人が利用する施設に既得権益的に税金をつぎ込み負担を軽減するのは、税金だけを払わされる身としてはおかしいと思う。公平性に欠ける。
- ・市の財政が厳しいので、多少の負担増はやむを得ない。
- ・市の財政が厳しい中、無料で使える施設があるということに憤りを覚える。
- ・受益者が応分の負担をするのは当然である。ただし社会性に応じて相応の負担に振り分けること。
- ・利用する人が偏ってくるので、ある程度の料金は取るべき。
- ・現在は、施設や附帯設備の使用料が施設によってまちまちである。わかりやすい基準や説明があるとよい。
- ・施設利用についての受益者負担に対し細密な考慮が広範囲にわたり熟慮されている。

#### （否定的な意見）

- ・年寄りから金を取ろうとするものである。役人の給料を半減するか、若者が定職について納税すればよい。
- ・公共施設の受益者負担を論じるより、まず先にやる事(人件費削減等)があると思う。
- ・高齢化社会の中で、市民の誰もが余暇の時間を有意義に過ごすことができるように配慮することも必要。
- ・利用するチャンスはすべての市民にある。税金をとっているのに、さらに利用者から多くとるとするのはどうかと思う。
- ・基本的には反対。まずは運営コストの徹底的な見直しに取り組むべき。
- ・利用しないのは、利用しない人の勝手。利用する人とならない人の公平性は考える必要はない。

#### （施設のあり方についての意見）

- ・利用率が低いのであれば、市民がその施設を必要としていないということではないだろうか。使われない施設の見直しをしっかりとしてほしい。
- ・市で行わなければならない事業が多すぎると思うので、民間で行っているもの、できる事は縮小していくべき。
- ・受益者負担を増やし、それによって利用者が減り運営が困難になるのであれば、廃止も考えるべき。
- ・公会堂と区民文化センターのような類似施設は整理が必要。

### (2)負担割合の基準や料金設定などについて

- ・市の施設利用料を、収益性と公共関与の必要性を基軸として決める素案に賛成。
- ・公益性があっても利用者が限定的なものは、受益者負担を多くしても良い。
- ・市内に数多くあり、多数の市民が日常良く使う施設は利用者負担を軽く、一生に一度行くか否かの施設は、負担を高くして良い。
- ・特に利用していない人の負担が多くなっている施設は、利用者の負担を増やしてもらうことが良い。
- ・施設の内容に応じた分類にする考え方はよいと思う。
- ・（同じような会議室や体育室機能がある施設で）施設によって、有料・無料があることはおかしい。駐車場も含めて、施設によってばらばらな対応は改めるべきである。
- ・利用するものの性質や利用する人の経済状態を考慮してほしい。
- ・横浜市の施設なので、市外居住者の利用には当然負担割合に差をつけ料金をとるべき。
- ・収益性が低く、公共性の高いものについては、利用者の状況に応じて負担を軽減できるシステムを望む。
- ・個人によって必要性の度合いが異なる分類 9 の施設は利用者負担 100%は徹底していただきたい。
- ・無料の施設はなくすべき。

- ・施設の利用はグループで行うので、参加者の人数割りにするとさほどの負担にならない。
- ・利用者負担で有料になるとサークル活動の参加者に負担になる。
- ・生徒、学生の負担は少なくするような策が必要。
- ・子どもをつれていく施設の料金は低くしてほしい。
- ・公的施設の利用者は高齢者をはじめ所得が相対的に低く、料金改定は慎重に決定してほしい。
- ・手数料について必要なコスト全額を受益者負担とすることに賛同する。
- ・誰もが利用する可能性が高い住民票などの証明書類の手数料は安くても良い。

### (3)個別施設について

- ・コミュニティハウスは有料化すべき。コミュニティハウスが無料なのはおかしい。
- ・地区センターやコミュニティハウスの料金が安すぎる。
- ・地区センター体育室の個人利用者からも、料金や用具を破損した場合の弁償金をとってはどうか。
- ・図書館、地区センターなど多くの市民が日常的に利用する施設の受益者負担は低く、動物園などめったに利用しない施設の負担は高くすればよい。
- ・動物園は安すぎる。料金設定には施設ごとに工夫する必要があると思う。
- ・市営の動物園は子供の教育施設であるし、博物館や美術館、科学館と同等のもの。分類4に入れるべき。
- ・道志青少年野外活動センター（キャンプ場）は存続してほしい。そのために必要であれば利用者負担を導入し有料化してみてもどうか。（分類4：利用者負担30%の試行、大人1000円・子ども500円等）
- ・上郷森の家や野島青少年研修センターのような大人の利用が多い施設の利用者負担は100%でも良い。
- ・上郷森の家は完全に民営化して、本当に必要な施設か見直すべき。
- ・教育や福祉関連の施設は負担を少なくすべき。
- ・スポーツセンター（トレーニング室）の100%利用者負担は再考してほしい。
- ・学校施設開放の利用者負担を徹底すべき。また、公平な負担の設定、会計内容の公表などが必要。

### (4)減免について

- ・市政のため市民のために活動しているボランティア・グループには、市の施設利用を無料にさせていただきたい。
- ・地域活動のための会議室使用などは減免すべきと考える。
- ・市の主催、共催行事を減免・減額対象としているが、行政の利用こそ受益者負担を率先しなければ、利用者の気持ちが理解できないのではないか。
- ・手数料については、メリットが得られるから手続きする以上、災害の時など誰が考えても必要と思える時以外は減免なしに近づけてもよいのではないか。
- ・減免は限りなく例外を認めることになるので廃止する方がよい。
- ・全額減免することがよいかは考えなくてはいけない。多少の金額でも負担してもらった方がよい。
- ・障害者は半額になっているが無料にすべき。
- ・障害者利用の減免にあたっては、手帳の更新、介護者以外の減免利用禁止等、適切な運用が必要。
- ・5割減免の対象が70歳以上となっているが、これからの高齢化を踏まえると75歳以上にと考える。（自分は今、ちょうど70歳だが、同期の70%が生きている事から。）

### (5) その他

- ・それぞれの施設で施設の利用者を増やす、収益性を上げる努力も必要。
- ・施設の設置目的を阻害しない範囲で収益性を高める事業を行えるよう柔軟な施設運営ができるようにすべき。
- ・公共施設だからといって安くすることはたまたま利用できた者だけが負担軽減を得られるわけで、申し込みなどの競争が激しくなるのではないか。
- ・各施設に関する全ての費用は公表し、利用者、団体の了解を取って手数料、使用料を決めてもらいたい。

# 『受益者負担の考え方』の策定に関するヨコハマeアンケート集計結果

参考資料2

## 年代別・性別の回答者数／構成比

|    | 10歳代     | 20歳代      | 30歳代        | 40歳代        | 50歳代       | 60歳代       | 70歳以上     | 計            |
|----|----------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|-----------|--------------|
| 男性 | 2        | 14        | 48          | 102         | 44         | 75         | 44        | 329 (59.8%)  |
| 女性 | 1        | 16        | 70          | 78          | 28         | 19         | 7         | 219 (39.8%)  |
| 不明 |          | 0         | 2           |             |            |            |           | 2 (0.4%)     |
| 計  | 3 (0.5%) | 30 (5.5%) | 120 (21.8%) | 180 (32.7%) | 72 (13.1%) | 94 (17.1%) | 51 (9.3%) | 550 (100.0%) |

実施期間：平成23年10月14日から10月28日まで  
 回答率：47.3%(登録者数1,162人)

## ヨコハマeアンケート

市内在住の15歳以上の市民を対象に、あらかじめメンバー募集し、インターネットで市政に関するアンケートに協力してもらう広聴制度

## 利用している施設について

Q1 市が所有する市民利用施設を利用したことがありますか。利用したことがある次の施設をすべてお選びください。(複数回答可)

|                                     | 回答数 | 多数順位 |
|-------------------------------------|-----|------|
| ア 福祉関係施設(福祉活動・交流のための施設等)            | 134 | 7    |
| イ 美術館、科学館、博物館                       | 380 | 2    |
| ウ 青少年育成・交流施設(青少年野外活動施設、青少年育成センター等)  | 77  | 8    |
| エ 運動広場(野球、サッカー等)、スポーツ施設(体育館、テニスコート) | 225 | 5    |
| オ 地区センター、コミュニティハウス                  | 366 | 3    |
| カ 区民文化センター・市民ホール(関内ホール等)            | 276 | 4    |
| キ 公会堂                               | 210 | 6    |
| ク 動物園                               | 422 | 1    |
| ケ 墓地・墓園・霊園                          | 56  | 9    |
| コ その他                               | 34  | 10   |

(その他の内訳) 図書館 (参考 計:2,180)  
 区役所、行政サービスセンター他 (n=550)  
 子育て支援拠点  
 休日急患診療所  
 全く利用しない

## 施設利用の頻度について

Q2 あなたは、Q1の市が所有する市民利用施設を、どのぐらいの頻度で利用しますか。Q1で複数の施設を選んだ方は、その合計の利用数をお選びください。(単一選択)

|                       | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|-----------------------|-----|---------|------|
| ア よく利用する(月4回以上)       | 72  | (13.1%) | 3    |
| イ たまに利用する(月1回~2回程度)   | 216 | (39.3%) | 2    |
| ウ ほとんど利用しない(年1回~2回程度) | 240 | (43.6%) | 1    |
| エ 全く利用しない             | 11  | (2.0%)  | 4    |
| 無回答                   | 11  | (2.0%)  | 4    |
|                       | 550 |         |      |

## 施設利用料設定の基本的考え方について

Q3 横浜市では、施設の利用料について、市民の皆様全体の公平性の観点から、施設の性格や、そこで提供しているサービスの内容に応じて、利用される市民の皆様にご負担いただく「標準的な割合」(0%~100%)を決める仕組みを検討しています。あなたの考え方にもっとも近いものを選択してください。(単一選択)

|   | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|---|-----|---------|------|
| ア 一部の市民が利用する施設であれば、利用した人(利用者)が運営コスト全額を負担すべき【※アをお選びの方は、Q6へお進みください】 | 69  | (12.6%) | 3    |
| イ 市が造った施設なのだから運営コストもできるだけ市税でまかない、利用者により負担させるべきでない                 | 76  | (13.8%) | 2    |
| ウ 施設の性格やサービスの内容に応じて、利用者の負担を決めることが適切だと思う                           | 402 | (73.1%) | 1    |
| 無回答   | 3   | (0.5%)  | 4    |
|   | 550 |         |      |

## 公共関与の必要性を負担割合を決定する基準とすることについて

Q4 Q3で「イ」及び「ウ」を選択した方にお聞きします。保護施設(生活保護法第38条に規定)などのように、安全・安心な生活の維持を目的とする施設は、利用者の負担は小さくても良いと考えます。一方、テニスコートなどのように、個人によって必要性が異なる施設は、利用者の負担が大きくても良いと考えます。このような考え方をどのように思いますか。(単一選択)

|                         | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|-------------------------|-----|---------|------|
| ア 適切だと思う                | 383 | (80.1%) | 1    |
| イ 適切だと思わない              | 43  | (9.0%)  | 3    |
| ウ どちらともいえない(わからない場合も含む) | 48  | (10.1%) | 2    |
| 無回答                     | 4   | (0.8%)  | 4    |
|                         | 478 |         |      |

## 収益性を負担割合を決定する基準とすることについて

Q5 Q3で「イ」及び「ウ」を選択した方にお聞きします。防災センターなどのように、民間では同種のサービスが提供されておらず、採算性が見込めない施設は、利用者の負担は小さくても良いと考えています。一方、トレーニングジムなどのように、民間でも同種のサービスが提供されていて採算性が見込めるサービスは、利用者の負担が大きくても良いと考えています。このような考え方をどのように思いますか。(単一選択)

|                         | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|-------------------------|-----|---------|------|
| ア 適切だと思う                | 292 | (61.1%) | 1    |
| イ 適切だと思わない              | 46  | (9.6%)  | 4    |
| ウ どちらともいえない(わからない場合も含む) | 51  | (10.7%) | 3    |
| 無回答                     | 89  | (18.6%) | 2    |
|                         | 478 |         |      |

## 手数料はコスト全額を申請者負担とすることについて

Q6 手数料は、市が、必要な方の求めに応じて、証明書を発行したり営業などを許可したりする際に、その事務にかかった費用を負担していただくものです。「必要な方の求めに応じて行う」という性格から、費用(必要なコスト)の全額を申請する市民の皆様の負担とすることを原則と考えています。このような考え方をどのように思いますか。(単一選択)

|                                | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|--------------------------------|-----|---------|------|
| ア 受益者が全額負担することで良い              | 312 | (56.7%) | 1    |
| イ 受益者が全額負担するのではなく、市税でも負担した方が良い | 170 | (30.9%) | 2    |
| ウ 受益者に負担させず、市税だけで負担すれば良い       | 14  | (2.6%)  | 4    |
| エ どれともいえない(わからない場合も含む)         | 50  | (9.1%)  | 3    |
| 無回答                            | 4   | (0.7%)  | 5    |
|                                | 550 |         |      |

## 高齢者(70歳以上の施設使用料)の5割減免について

Q7 使用料などが免除、減額される「減免制度」の現在の扱いは、市として統一性に欠ける面があることから、減免の標準的な扱いを定める予定です。(1) あなたは、70歳以上の個人が利用する場合、施設の使用料を半額に減額することについて、どのように思いますか。(単一選択)

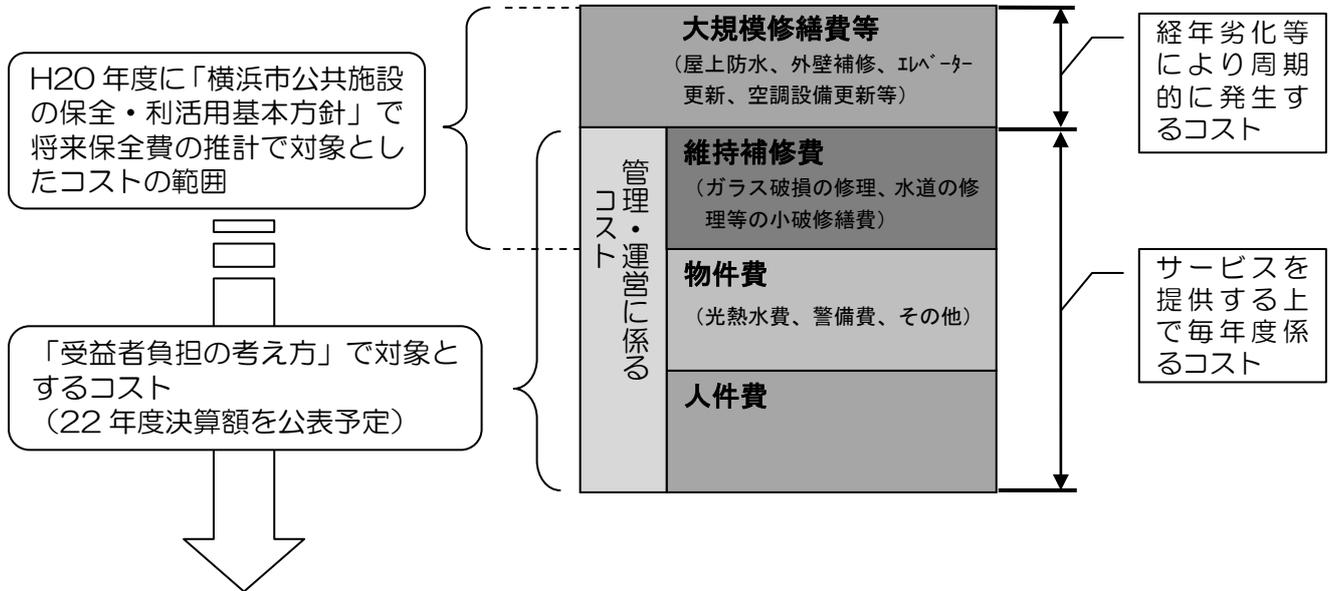
|                          | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|--------------------------|-----|---------|------|
| ア 適切だと思う                 | 175 | (31.8%) | 2    |
| イ 65歳以上など年齢を引き下げるべき      | 106 | (19.3%) | 3    |
| ウ 半額でなく、無料とすべき           | 35  | (6.4%)  | 4    |
| エ 高齢であることだけを理由に減額する必要はない | 205 | (37.3%) | 1    |
| オ どれともいえない(わからない場合も含む)   | 26  | (4.7%)  | 5    |
| 無回答                      | 3   | (0.5%)  | 6    |
|                          | 550 |         |      |

## 低所得者(生活保護、非課税世帯の手数料)の全額減免について

(2) 生活保護受給世帯だけでなく、市民税非課税世帯等の所得が少ない市民の皆様の手数料(施設の使用料は除く)は無料にすることについて、どのように思いますか。(単一選択)

|                        | 回答数 | 割合(%)   | 多数順位 |
|------------------------|-----|---------|------|
| ア 適切だと思う               | 224 | (40.7%) | 1    |
| イ 施設の使用料も無料とすべき        | 30  | (5.5%)  | 4    |
| ウ 所得が少ない人だけ無料にするのは不公平  | 199 | (36.2%) | 2    |
| エ どれともいえない(わからない場合も含む) | 94  | (17.1%) | 3    |
| 無回答                    | 3   | (0.5%)  | 5    |
|                        | 550 |         |      |

## 市民利用施設に係るコストの概念図



### 今後必要な対応：

- ① 建物の保全費については、東日本大震災を踏まえ耐震対策に係る費用を含めて、改めて今後 10 年間で必要となる保全費を推計。
- ② また、市民利用施設に係るトータルコストについては、その運営に係るコストを含めて、将来必要となるトータルコストをとりまとめ。
- ③ その上で、将来の人口推計を基に、例えば生産年齢人口 1 人当たりの負担額などを試算し、将来的に持続可能な施設の規模や配置、さらには多面的利用方法等について検討。
- ④ 上記検討結果を基にした取組を実施。

# 市民意見募集

## ～「受益者負担の考え方」の策定について～

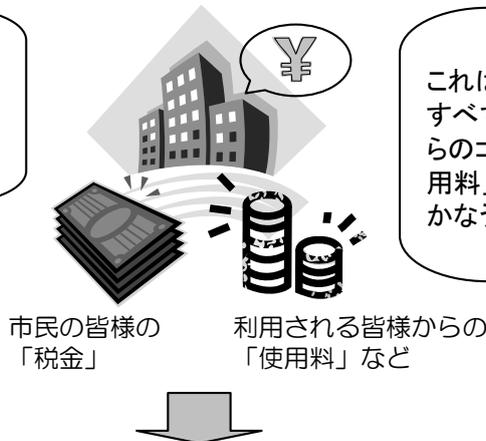
### 素案へのご意見を募集しています

横浜市では、施設の利用料や許認可の手数料などについて、コストの一部を利用者や申請者の皆さまに適切にご負担いただくための「受益者負担の考え方」を策定していきます。  
今回、その素案をまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

#### 1 「受益者負担の考え方」策定の必要性

市の施設利用、証明書取得、営業許可を受ける場合など…

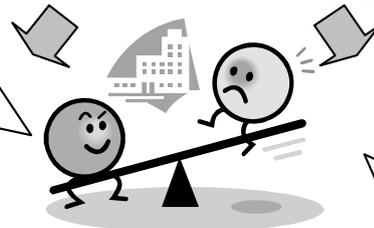
使用料、利用料金や手数料という形で、料金の一部をご負担いただいています。



これは、施設運営や行政サービスには、すべてコスト(経費)がかかるため、これらのコストは、利用される皆様からの「使用料」などと、市民の皆様の「税金」でまかなうしくみになっています。

そのため、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、利用しない市民の皆様が税金という形で負担している「公費(市)負担」と、利用者の皆様が負担する「受益者(利用者)負担」の割合について市の考えを明確にし、市民の皆様の十分なお理解を得ていくことが必要と考えています。

① この負担割合がおおむね妥当なものとなるよう、「受益者負担の考え方」を定めま



② コストのうちどの程度を受益者(利用者)に負担してもらい、どの程度を税金でまかなうかは、施設やサービスの性格や目的によって異なるため、施設やサービスごとに「負担割合の標準的な基準」も設定していきます。

なお、施設やサービスを利用する場合に、使用料などが免除、減額される「減免制度」についても、これまで市としての統一性に欠けていた面があるため、「標準的な扱い」を設定します。

#### 2 基準策定後の今後の進め方

より魅力あるサービスの提供や効率化による徹底的なコスト削減に努めながら、「受益者負担の考え方」や基準に基づき、必要に応じて、使用料などの改定を行っていきます。

見直しにあたっては、多くの施設で一斉に改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないように配慮するなど、今後、段階的に進めていく予定です。

### 3 使用料の負担割合の標準的な基準分類（素案）

施設の性格や、そこで提供しているサービスの内容に応じて、まず、「公共関与の必要性の程度」（基本的要素）により3つに分類します。さらに「収益性の程度」（副次的要素）によりさらに3つに分類することで、9つの区分に分けます。それぞれの施設を、それぞれの区分にあてはめて、利用者（受益者）の皆様にご負担いただく割合と、公共（税で負担）で負担する標準的な割合を決め、必要なコスト（経費）を割合に応じてご負担いただく仕組みです。ご負担いただくコストは、施設の運営や維持に必要なコストが対象です。施設をつくるためにかかったコストは、一部の場合を除き、対象としません。

#### 使用料の負担割合の標準的な基準分類（素案）

・負担割合は、サービスを利用する方が負担する割合（利用者の負担）と税金等で負担する割合（市の負担）を表しています。  
 ・吹き出しは、例示として、具体的施設の利用者の負担割合（使用料等総額÷施設にかかる全体コスト）を示しています（22年度分）。  
 ・負担割合は「めやす」として定めるもので、例えば「100%」ちょうどにすることを厳格に決定するものではありません。  
 また、使用料の具体的な決定にあたっては、設置の経緯など施設ごとの事情にも配慮していきます。

|             |       |  |   |   |
|-------------|-------|--|---|---|
| 収益性の程度<br>↑ | 高 (C) | <b>分類3</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 50%程度<br>市の負担: 50%程度   | <b>分類6</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 70%程度<br>市の負担: 30%程度  | <b>分類9</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 100%<br>市の負担: 0%<br><b>想定する施設等</b><br>・スポーツ施設(テニスコート・トレーニング室等)<br>・レクリエーション施設(宿泊施設等)<br>・墓地・墓園・霊園<br>・斎場(葬祭ホール)<br>例: 上郷森の家 41% |
|             | 中 (B) | <b>分類2</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 30%程度<br>市の負担: 70%程度<br><b>想定する施設等</b><br>・福祉活動・交流施設<br>例: 社会福祉センター 13%  | <b>分類5</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 50%程度<br>市の負担: 50%程度<br><b>想定する施設等</b><br>・公会堂・ホール<br>・会議室・研修室等<br>(一般利用の貸スペース)<br>・動物園<br>例: みなとみらいホール 47%<br>例: よこはま動物園 36% | <b>分類8</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 70%程度<br>市の負担: 30%程度  |
|             | 低 (A) | <b>分類1</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 0%<br>市の負担: 100%<br><b>想定する施設等</b><br>・防災関係施設<br>・保護施設<br>例: 市民防災センター 0% | <b>分類4</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 30%程度<br>市の負担: 70%程度<br><b>想定する施設等</b><br>・博物館・美術館・科学館<br>・青少年育成・交流施設<br>・運動広場・体育館・体育室<br>例: こども科学館 33%                       | <b>分類7</b><br><b>負担割合</b><br>利用者負担: 50%程度<br>市の負担: 50%程度  |
|             |       | 高 (a)  | 中 (b)   | 低 (c)   |

★副次的要素★  
 収益性が高いサービスであれば、民間事業者などでも、同種のサービスが提供されています。従って、市としての負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。  
 →収益性が高ければ、市の負担は小さく、利用者の負担が大きくなります。

#### 基準の対象外とするもの

9つの分類に当てはめて整理することが適当でない施設やサービスはこの基準の対象外とします。

- <例>
- 法令などで基準額などの定めがあるもの  
 介護保険事業、障害者自立支援事業、市営住宅、保育所の使用料、図書館など
  - 企業会計の料金  
 地下鉄・バス・上下水道・病院料金など
  - 類似施設等との競争力を考慮する必要があるもの  
 ふ頭使用料、市場関連の使用料・手数料など
  - 近隣民間施設と同水準に設定する必要があるもの  
 市営駐車場、駐輪場など
  - 財産価値により設定しているもの  
 占用料、目的外使用料など

★★基本的要素★★  
 安全、安心な市民生活の維持を目的に、主に公共が提供しているサービスには公共関与の必要性が高く、より多くの税を投入して、市民全体で支えるサービスです。  
 生活の快適性の向上など、個人によって必要性が異なるサービスで、民間等でも十分に供給されている場合は、公共関与の必要性は低く、市としての負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。  
 →公共関与の必要性が高ければ、市の負担が大きく、利用者の負担が小さくなります。

公共関与の必要性の程度  
 →

#### 4 手数料の負担割合

手数料とは、市が、必要な方の求めに応じて、証明書を発行したり許可をしたりする際に、その事務にかかった費用を負担していただくものです。

「必要な方の求めに応じて行なう」という性格から、**必要なコストの全額を受益者負担とすることを原則**とします。

#### 5 減免の標準的な扱い

使用料などが免除、減額される「減免制度」の現在の扱いは、市としての統一性に欠ける面があり、わかりにくいことから、**減免の『標準的な扱い』を定めます。**

今後は、標準的な扱いとは異なる減免を行う場合には、各施設やサービスごとに、対象や減免割合をあらかじめ公表します。

##### 【減免の標準的な扱い】（素案）

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 使用料・利用料金 | 全額減免 | ア 市が主催する行事<br>イ 市内団体が、本市事業に協力する目的で利用する場合<br>（例：分別収集推進のための会議を地区センターで実施する場合など）<br>ウ 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が教育目的で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）   |
|          | 5割減免 | ア 市が共催する行事<br>イ 市内団体（事前に認められた団体に限る）が、施設の設置目的にあった目的で利用する場合（例：独自に不登校生徒を支援するNPOが青少年施設の会議室を利用する場合など）<br>ウ 市内の高校・専門学校（私立含む）が教育目的で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）<br>エ 70歳以上の個人が利用する場合<br>オ 障害（身体・知的・精神）のある個人および介助者が利用する場合 |
| 手数料      | 全額減免 | ア 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯<br>イ 被災等の理由により必要な場合<br>ウ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）  |

～ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。～

<ご意見の応募について>

**方法**：所定の意見募集用紙にご意見をお書きいただき、郵送またはファクシミリでお送りください。また、電子メールでお送りいただく場合には、必要事項を記載のうえ、下記のアドレスあてにお願いします。

意見募集用紙は、市のホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/zaisei/>)に掲載しているほか、各区役所広報相談係、主な市民利用施設に置いてあります。

**締切**：平成23年11月14日（月）

**宛先・問合せ先**：横浜市財政局財政課 電話：045-671-2231 ファクシミリ：045-664-7185

Email：za-zaisei@city.yokohama.jp